



平成 18 年 1 月 20 日

各 位

会 社 名 日 本 高 純 度 化 学 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 渡 辺 雅 夫  
(コード番号：4973 東証第一部)  
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 内 田 薫  
(TEL 03-3550-1048)

## 株式の分割（無償交付）及び行使価額の調整に関するお知らせ

平成 18 年 1 月 20 日開催の当社取締役会において、株式の分割（無償交付）に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割の目的

投資家の皆様にとってより投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

#### 2. 株式分割の概要

平成 18 年 4 月 1 日（土曜日）付けをもって、次のとおり普通株式 1 株を 2 株に分割いたします。

##### (1) 分割の方法

平成 18 年 3 月 31 日（金曜日）最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1 株につき 2 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成 18 年 3 月 31 日（金曜日）最終の発行済株式総数に 1 を乗じた株式数といたします。

#### 3. 日程

- ・ 株式分割基準日 平成 18 年 3 月 31 日（金曜日）
- ・ 効力発生日 平成 18 年 4 月 1 日（土曜日）  
(証券保管振替機構制度をご利用の実質株主様は平成 18 年 4 月 1 日より増加株式数の残高が発生いたします)
- ・ 株券交付日 平成 18 年 5 月 22 日（月曜日）
- ・ 配当起算日 平成 18 年 4 月 1 日（土曜日）

#### 4. 行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づきストックオプション目的として発行した新株予約権の行使価額を平成 18 年 4 月 1 日以降、次のとおり調整いたします。

##### (1) 平成 15 年 6 月 27 日定時株主総会決議による新株予約権

	新株予約権 1 個当たりの 目的となる株式の数	新株予約権の行使に際して払込み をすべき 1 株当りの金額
調整後	4 株	170,932 円
調整前	2 株	341,863 円

##### (2) 平成 16 年 6 月 25 日定時株主総会決議による新株予約権

	新株予約権 1 個当たりの 目的となる株式の数	新株予約権の行使に際して払込み をすべき 1 株当りの金額
調整後	2 株	330,000 円
調整前	1 株	660,000 円

##### (3) 平成 17 年 6 月 24 日定時株主総会決議による新株予約権

	新株予約権 1 個当たりの 目的となる株式の数	新株予約権の行使に際して払込み をすべき 1 株当りの金額
調整後	2 株	329,343 円
調整前	1 株	658,685 円

5. その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定します。

#### 【ご参考】

1. 株式分割により増加する株式数を具体的に明示していないのは、本取締役会決議日から分割基準日（平成 18 年 3 月 31 日）までの間に新株予約権の行使により発行済株式総数が増加する可能性があり、分割基準日現在の発行済株式総数が確定していないためであります。
2. 株式分割後の発行済株式総数は、平成 18 年 1 月 20 日現在の発行済株式総数を基準として計算すると、次のとおりとなります。
  - ・平成 18 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 31,200 株
  - ・今回の分割により増加する株式数 31,200 株
  - ・株式分割後の発行済株式総数 62,400 株
3. 今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。  
資本金（平成 18 年 1 月 20 日現在） 1,202,372,800 円
4. 同日開催の取締役会において、上記の株式分割に伴い、商法第 218 条第 2 項の規定に基づき平成 18 年 4 月 1 日付けをもって、当社の定款第 5 条を変更し、会社が発行する株式の総数を現行の 123,200 株から 123,200 株増加させ、246,400 株とする旨の定款変更を決議しております。
5. 平成 18 年 3 月期の配当金につきましては、株式分割前の株式が対象となります。

以上